

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育推進機構所属教員の選考に係る例外基準

令和元年12月1日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考基準（平成20年9月30日学長裁定）第8条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育推進機構に所属する教員の選考に係る例外基準に関し、必要な事項を定める。

(選考の目的)

第2条 教育推進機構に所属する教員の選考は、奈良先端科学技術大学院大学が最先端の研究推進と国際社会で活躍する人材育成を目指す大学であることに鑑み、情報科学、バイオサイエンス、物質創成科学及びその融合領域における高度な教育を実践するために不可欠な、グローバルで先進的な教授能力を有する優秀な人材を得ることを目的とする。

(教員の選考に係る基本方針)

第3条 教育推進機構に所属する教員（助手を除く。）となることができる者は、博士の学位あるいは修士の学位（外国において授与されるこれらに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者あるいは実務上の知識、能力及び経験を有する者で、かつ、その担当する専攻分野に関し、教育上の指導能力があると認められる者とする。

(英語教育担当教授の資格)

第4条 英語教育担当教授となることのできる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 博士の学位あるいは言語学や英語教育学に関連した分野で修士の学位（外国において授与されるこれらに相当する学位を含む）を有する者
- (2) 言語学や英語教育学に関連した分野について、顕著な研究上の業績を有する者あるいは実務上の特に優れた知識、能力及び経験を有すると認められる者
- (3) 英語教育に関連した分野について、教育上の特に優れた指導能力を有すると認められる者

(英語教育担当准教授の資格)

第5条 英語教育担当准教授となることのできる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 博士の学位あるいは言語学や英語教育学に関連した分野で修士の学位（外国において授与されるこれに相当する学位を含む）を有する者
- (2) 言語学や英語教育学に関連した分野について、研究上の優れた業績を有する者あるいは実務上の優れた知識、能力及び経験を有すると認められる者
- (3) 英語教育に関連した分野について、教育上の優れた指導能力を有すると認められる者

(英語教育担当助教の資格)

第6条 英語教育担当助教となることのできる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 博士の学位あるいは言語学や英語教育学に関連した分野で修士の学位（外国において授与されるこれに相当する学位を含む）を有する者
- (2) 言語学や英語教育学に関連した分野について、研究上の業績を有する者、あるいは実務上の知識、能力及び経験を有すると認められる者
- (3) 英語教育に関連した分野について、教育上の指導能力を有すると認められる者

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃は、教育研究評議会の議を経るとともに、役員会の議決を得て行うものとする。

附 則

この基準は、令和元年12月1日から施行する。